

ギャンブル等依存症対策について

対象受検機関：健康医療部保健医療室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 健康医療部の役割・担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康医療部では、府民のいのちと健康を守るため、地域医療の充実確保、健康づくりの推進、地域保健・感染症対策、国民健康保険財政の安定的な運営、医薬品・食品・水等の安全性確保等の各施策に総合的に取り組んでいる。</li> <li>平成30年度は、「生涯を通じた『こころの健康問題』への対策」を、部局運営方針における5つの重点的取組テーマの一つに掲げ、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の充実に取り組んだ。</li> </ul> <p>2 健康医療部における依存症対策（平成30年度）</p> <p>(1) 依存症者への相談支援の充実、依存症治療を行う医療機関の拡充</p> <p>ア 依存症者への相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土日の相談窓口である「おおさか依存症土日ホットライン」を開設 (相談実数；アルコール50件、薬物18件、ギャンブル等44件、その他65件)</li> <li>こころの健康総合センター、府保健所、中核市保健所において、依存症の相談を実施  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     こころの健康総合センター相談実数；アルコール 64 件、薬物 88 件、ギャンブル等 256 件、その他 22 件                      保健所（中核市含む）相談実数 ；アルコール 648 件、薬物 131 件、ギャンブル等 118 件、その他 54 件                 </div> </li> <li>こころの健康総合センターで薬物依存症、ギャンブル等依存症の家族を対象にした教室を実施 (薬物依存症 参加者9名、ギャンブル等依存症 参加者16名)</li> <li>こころの健康総合センターや府保健所で市町村や相談支援事業所等関係機関職員を対象に、依存症への理解と支援方法を学ぶ研修や事例検討会を実施（こころの健康総合センター実施分（研修）計304名・（事例検討会）計162名 ほか）</li> </ul> <p>イ 依存症治療を行う医療機関の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪精神医療センターにおいて、ギャンブル等依存症支援専門プログラムを試行実施（33名）</li> <li>依存症専門医療機関（※1）数を拡充（依存症専門医療機関を新たに4か所選定。大阪市・堺市所在医療機関も含めて12か所）等</li> </ul> <p>※1；「依存症専門医療機関」となることを希望し、かつ、所定の要件を満たす医療機関について、知事が選定するもの</p> <p>(2) 庁内連携体制の強化、医療機関や依存症自助団体等のネットワークによる公民連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府依存症庁内連携会議を開催（9月、3月）し、庁内の連携体制を強化。他に、大阪府依存症関連機関連携会議（7月、2月）、アルコール健康障がい対策推進部会（8月、11月）、薬物依存症地域支援体制推進部会（10月、11月）、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会（10月、12月）を開催し、依存症者支援の課題抽出、解決策検討を実施</li> <li>大阪アディクションセンター（※2）加盟機関・団体によるミニフォーラムを開催（12月～1月、計4回） 計132名</li> <li>府保健所（全11保健所）において、保健所圏域における精神保健医療に係る会議を開催し、依存症対策について検討 等</li> </ul> <p>※2；依存症の本人及び家族に対し、相談・治療・回復のための支援を行うための仕組み。当事者・自助グループ、弁護士会、病院・診療所、保健所等の関係機関による連携体制（ネットワーク）の呼称</p>	<p>1 大阪府処務規程が改正され、平成31年4月1日から「ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関すること」は、保健医療室がつかさどることが明示された。</p> <p>しかしながら、令和元年度においても、IR推進局が高校生向けリーフレットの作成等を予定しており、保健医療室は協議・調整を受けている。</p> <p>2 保健医療室が府内専門学校に公募して作成したギャンブル等依存症啓発ポスターは、既にギャンブル等依存症である人、そのおそれのある人及びその家族等をターゲットとし、ギャンブル等依存症が病気であることに気付き、早期の受診や必要な支援にたどり着くことの重要性を伝えること（進行の防止・回復）を目的に作成された。</p> <p>しかしながら、本ポスターは、表現において回復可能である旨が強調されているがゆえに依存症になることの怖さや深刻さが十分に伝わらず、発症の防止が必要な人にギャンブル等依存症が容易に回復できるかのような誤解を与えるおそれがある。</p>	<p>1 保健医療室は、ギャンブル等依存症対策のために必要な人員、予算等の体制の整備を図り、分掌に応じた事務を遂行されたい。</p> <p>2 ギャンブル等依存症対策基本法において、地方公共団体は、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に必要な知識の普及等を行うこととされていることに鑑み、今後、啓発に当たっては、丁寧な、かつ、誤解を生じさせない表現となるよう工夫されたい。</p>

(3) 依存症についての正しい知識の普及と相談窓口の周知の強化

- ・ 依存症が病気であり、誰でもかかる可能性があるが、回復（※3）できることについての理解を促進するとともに、依存症の専門医療機関や専門相談機関についての周知を図った。

※3；様々な助けやまわりの理解によって、飲酒や薬物使用、ギャンブルなどに頼らない生き方をしていくこと。

- ・ チラシ、カード、ポケットティッシュを作成し、街頭啓発を行うとともに、市町村窓口、関係機関に配布、スーパーやコンビニに配架。府政だよりへの掲載、市町村広報紙への掲載の依頼等を実施
- ・ ギャンブル等依存症啓発ポスターを府内専門学校に公募して作成。大阪メトロやモノレールの駅、競艇場、競輪場、場外馬券場などにも掲示を依頼
- ・ 府民向けシンポジウムの開催（2月）251名

(4) ギャンブル等依存症啓発ポスター

上述のとおり、依存症についての正しい知識の普及と相談窓口の周知の強化の取組の一環として、保健医療室は、府内専門学校に公募し、ポスターを作成し、大阪メトロやモノレールの駅、競艇場、競輪場、場外馬券場などに掲示依頼した。

ア 作成枚数・決算額 300枚・43,740円（印刷費）

イ 公募・作成スケジュール

公募開始	平成30年2月22日
作品提案期限	平成30年6月29日
審査・採用作品の決定	平成30年7月4日～同月12日
最終デザインの決定	平成30年7月31日

ウ 府内専門学校に対し、公募時に提示した事項（抜粋）

- 必須記載事項
  - ・ ギャンブル等依存症は病気であり、治療によって回復可能であることがわかるもの
- その他特記事項
  - ・ (採用作品の) 決定後、調整を依頼させていただくことがありますのでご了承ください。

実際のポスターで使用された表現

ギャンブル等依存症は回復できる病気や！

エ 啓発の目的・表現

- ・ 本ポスターは、既にギャンブル等依存症である人、そのおそれのある人及びその家族等をターゲットとし、ギャンブル等依存症が病気であることに気付き、早期の受診や必要な支援にたどり着くことの重要性を伝えること（進行の防止・回復）を目的に作成された。
- ・ しかしながら、本ポスターは、必須記載事項の表現を踏まえた調整が十分になされなかったため、回復可能である旨が強調され、依存症になることの怖さや深刻さが十分に伝わらず、誤解を与えるおそれがある。

- ・ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年7月13日公布、同年10月5日施行）において、地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に必要な知識の普及等を行うこととされているが、本ポスターについては、進行及び再発の防止を主とする表現にとどまり、発症の防止の観点が表示されていない。このようなポスターを、大阪メトロやモノレールの駅といった公共の空間において掲示した。

### 3 ギャンブル等依存症対策に関する事務分掌

#### (1) 平成30年度の状況

- ・上述のとおり、健康医療部は、平成30年度部局運営方針の重点的取組テーマの一つに「生涯を通じた『こころの健康問題』への対策」を掲げ、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の充実に取り組んだ。
- ・一方、ギャンブル等依存症対策については、IR推進局においても、高校生向け依存症予防啓発推進事業（ギャンブル等依存症予防リーフレットの作成）等を実施した。
- ・なお、IR推進局による高校生向けリーフレットの作成に当たり、健康医療部は協議・調整を受け、依存症対策についての専門性を有する部局として意見を述べたが、IR推進局の判断により一部が採用されなかった。また、同リーフレットを巡っては、平成30年度に住民監査請求があった際（請求は棄却）、府監査委員として、「(当該リーフレットの) 表現には、ギャンブル依存の深刻さ等を青少年に伝えるのに必要な表現が引用されていないこと、専門性を有する関係部署から提出された意見を採用しなかったこと、そのため、ギャンブル依存症の深刻さが伝わりにくい誤解を与えるおそれのある表現や十分な教育的配慮に欠けるものが散見され、本件リーフレットの表現を個別的にみれば適切さを欠き、問題がないとはいえない。」との見解を示した。

#### (2) 令和元年度の状況

- ・ギャンブル等依存症対策基本法では、基本理念とともに、国、地方公共団体等の責務が規定されており、府は同法に基づき依存症対策を実施する責務を有する。
- ・大阪府処務規程において、平成31年4月1日から、保健医療室が、ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務をつかさどることが明示された。
- ・それにもかかわらず、令和元年度も、保健医療室ではなくIR推進局において、高校生向けリーフレットの作成等が予定されている。

#### 【ギャンブル等依存症対策基本法】

##### (目的)

第1条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第3条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第7条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第15条及び第33条第2項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(教育の振興等)

第14条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 【大阪府処務規程】

(IR推進局の事務)

第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 局の行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 局の予算に関すること。
- 三 局の職員の人事、給与、厚生福利及び服務に関すること。
- 四 局の組織及び定数に関すること。
- 五 局の行政運営の管理に関すること。
- 六 局の広報及び広聴に関すること。
- 七 特定複合観光施設の誘致の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 八 局中他課の主管に属しないこと。

2 推進課においては、特定複合観光施設の誘致の推進に関する事務をつかさどる。

(健康医療部の事務)

第10条

2 保健医療室においては、次の事務をつかさどる。

- 二十二 ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関すること。

### 措置の内容

- 1 I R推進局が実施していたギャンブル等依存症対策については、I R誘致に関連して行われるもの（I R事業者に求める依存症対策など）を除き、令和2年度から人員、予算の体制を含め健康医療部へ移管し、同部が主体的に実施することとした。
- 2 令和2年5月のギャンブル等依存症問題啓発週間における普及啓発に当たって作成したポスター及びチラシにおいては、ギャンブル等依存症の傾向について診断基準を基に分かりやすく記載し、早期の相談を呼び掛けるなど、丁寧な、かつ、誤解を生じさせない表現となるよう工夫した。今後も、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に必要な知識の普及に丁寧に取り組んでいく。

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年8月9日、事務局：令和元年6月5日から同年7月5日まで）